

防衛庁訓令第2号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第111条の規定に基づき、船舶の配員の基準に関する訓令を次のように定める。

昭和60年1月31日

防衛庁長官 加藤 紘 一

船舶の配員の基準に関する訓令

改正 平成13年3月22日庁訓第20号
平成15年9月3日庁訓第62号
平成17年7月1日庁訓第62号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成20年3月28日省訓第20号
平成29年11月14日省訓第60号
令和4年9月30日省訓第73号

（趣旨）

第1条 この訓令は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び防衛大学校の使用する船舶（水陸両用車両を含み、無機力の船舶を除く。以下「船舶」という。）の配員の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（運航、機関の運転又は操縦に従事する者の資格）

第2条 船舶の運航に従事する者の資格は、運航1級、運航2級、運航3級及び運航4級とする。

2 船舶の機関の運転に従事する者の資格は、機関1級、機関2級、機関3級及び機関4級とする。

3 船舶（水陸両用車を除く。）の操縦に従事する者の資格は、操縦小型1級及び操縦小型2級とする。

4 船舶（水陸両用車に限る。）の操縦に従事する者の資格は、操縦水陸両用車級とする。

5 この訓令を適用する場合における第1項から第3項までに規定する資格の相互間の上級及び下級の別は、当該各項に定める資格ごとに、当該各項に規定する順序によるものとする。

（配員の基準）

第3条 別表第1の船舶の欄に掲げる船舶には、同表の職務の欄に掲げる職務を行う者として同表の資格の欄に掲げる資格又はこれより上級の資格を有する陸上自衛官（即応予備自衛官を含む。以下同じ。）又は海上自衛官（支援船の運航、支援船の機関の運転若しくは支援船の操縦に従事するため採用された非常勤の隊員（以下「支援船隊員」という。）を含む。）をそれぞれの欄の資格につき少なくとも1人を配員しなければならない。この場合において、基準排水量100トン以上の船舶（支援船を除く。）にあつては、同表の職務の欄に掲げる職務と同種の職務を行う者のうち少なくとも1人は、3等海尉以上の海上自

衛官でなければならない。

- 2 無線設備を有する船舶（支援船を除く。）には、当該無線設備の操作に従事する者として、自衛隊の電波の監理に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第34号）第26条に規定する資格を有する陸上自衛官又は海上自衛官を配員しなければならない。
- 3 前2項の規定は、船舶が航行中に、当該船舶に必要な前2項の資格を有する陸上自衛官又は海上自衛官に欠員を生じ、その補充が困難である場合には、適用しない。
- 4 船舶が引かれて航行する場合又は入きよ、修理その他の事由により航行の用に供しない場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、陸上幕僚長、海上幕僚長又は防衛大学校長（第6条第2項及び第10条において「幕僚長等」という。）が防衛大臣の承認を得て定める基準に従い、陸上自衛官又は海上自衛官を配員することができる。

（資格の付与）

- 第4条 防衛大臣は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者に対し、陸上幕僚長又は海上幕僚長の上申に基づき、第2条第1項又は第2項に規定する資格を与える。
 - （1）第7条第1項に規定する試験（以下「海技試験」という。）に合格した陸上自衛官又は海上自衛官
 - （2）支援船隊員又は自衛官であつた者であつて再び自衛官となつたもの（以下「元自衛官」という。）が、その採用又は自衛隊法第70条第1項各号の招集命令により招集（以下この条及び第5条第1項において「採用等」という。）された日前5年以内に第2条第1項又は第2項に規定する資格を与えられたもの（ただし、採用等された日前3年以内に第6条第1項の規定に基づき資格を取り消し又は停止された者を除く。次号及び次項各号において同じ。）
 - （3）支援船隊員又は元自衛官であつて、その採用等された日前5年以内に次条第2項の規定に基づき資格の有効期間を更新されたもの
- 2 防衛大臣は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者に対し、陸上幕僚長又は海上幕僚長の上申に基づき、第2条第3項に規定する資格を与える。
 - （1）支援船隊員、元自衛官又は即応予備自衛官であつて、その採用等された日前5年以内に次項第1号の規定に基づき第2条第3項に規定する資格を与えられたもの
 - （2）支援船隊員、元自衛官又は即応予備自衛官であつて、その採用等された日前5年以内に次条第2項の規定に基づき資格の有効期間を更新されたもの
- 3 防衛大臣は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者に対し、陸上幕僚長又は海上幕僚長の上申に基づき、別表第2の免許の欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の資格の欄に掲げる資格を与える。

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第5条第1項第1号若しくは第2号又は第23条の3第1項に規定する免許を受けている陸上自衛官又は海上自衛官のうち、別表第2の免許欄に掲げる免許を受けているもの
- (2) 支援船隊員又は元自衛官であつて、その採用等された日に船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第1項第1号若しくは第2号又は第23条の3第1項に規定する免許を受けているもの

4 防衛大臣は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者に対し、陸上幕僚長の上申に基づき、操縦水陸両用車級を与える。

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の3第1項第1号に規定する免許を受け、かつ、防衛大臣の承認を得て陸上幕僚長が指定する課程を修了した陸上自衛官
- (2) 元自衛官であつて、その採用された日前5年以内に操縦水陸両用車級を与えられたもの
- (3) 元自衛官であつて、その採用された日前5年以内に次条第2項の規定に基づき資格の有効期間を更新されたもの

（資格の有効期間）

第5条 前条の規定により付与された資格の有効期間は、5年（支援船隊員にあつてはその任用期間とし、前条の規定により資格を付与された元自衛官及び即応予備自衛官にあつてはその採用等された日前に資格を付与された日又は資格の有効期間を更新された日から5年とする。）とする。

2 防衛大臣は、前項の有効期間を、その満了の際、陸上幕僚長又は海上幕僚長の上申に基づき更新する。

3 陸上幕僚長及び海上幕僚長は、第7条第6項に規定する身体検査の合格基準を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときでなければ、前項の上申を行つてはならない。

- (1) 陸上幕僚長又は海上幕僚長が防衛大臣の承認を得て定める乗船経歴を有する者
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

（資格の取消し又は停止）

第6条 防衛大臣は、第4条の規定により付与された資格を有する者が次の各号のいずれかに該当した場合において必要があると認めるときは、当該資格を取り消し、又は3年以内の期間を定めて停止する。

- (1) 船舶の運航、機関の運転又は操縦に従事するに当たり、故意又は重大な過失により事故を生じたとき。
- (2) 心身の故障により船舶の運航、機関の運転又は操縦に従事するに適しないとき。

2 幕僚長等は、第4条の規定により付与された資格を有する者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに事

情を具して防衛大臣に報告しなければならない。

- 3 第1項の規定に基づき第2条第1項又は第2項に規定する資格を取り消された者は、その取消しの日から3年を経過するまでは、海技試験を受けることができない。
- 4 第1項の規定に基づき第2条第1項又は第2項に規定する資格を停止されている者は、海技試験を受けることができない。
- 5 第1項の規定に基づき第2条第3項又は第4項に規定する資格を取り消された者については、その取消しの日から3年を経過するまでは、資格の付与を上申することができない。

(海技試験)

- 第7条 海技試験は、学科試験（筆記試験及び口述試験）及び身体検査とする。
- 2 学科試験は、別表第3の資格の欄に掲げる資格別に同表の科目の欄に掲げる学科試験科目について行う。
 - 3 筆記試験に合格した者に対しては、当該筆記試験と同一の資格の海技試験について、筆記試験は免除する。ただし、当該筆記試験の実施日から15年を経過した場合は、この限りでない。
 - 4 筆記試験の一部の試験科目について基準点に達した者に対しては、当該筆記試験と同一の資格の海技試験について、筆記試験のうちその基準点に達した試験科目は免除する。ただし、当該筆記試験の実施日から3年を経過した場合は、この限りでない。
 - 5 筆記試験の一部の試験科目について防衛大臣が別に定める当該試験科目に関する講習を修了した者に対しては、当該筆記試験と同一の資格の海技試験について、筆記試験のうちその講習を修了した試験科目は免除する。
 - 6 身体検査は、別表第4の検査項目の欄に掲げる項目別に行い、その合格基準は、同表の合格基準の欄に掲げるところによる。

(受験資格)

- 第8条 別表第5、別表第6、別表第7又は別表第8の経歴の欄に掲げる経歴を有する陸上自衛官又は海上自衛官は、それぞれの表の資格の欄に掲げる資格について、海技試験を受けることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、海技試験のうち筆記試験を受ける場合にあっては、前項の経歴を有することを要しない。

(海技審査委員会)

- 第9条 海上幕僚監部に中央海技審査委員会を、地方総監部に地方海技審査委員会を置く。
- 2 中央海技審査委員会は、3等海尉以上の海上自衛官について、地方海技審査委員会は、准海尉以下の海上自衛官について、それぞれ海技試験及び操縦小型1級に関する事務を行う。

- 3 中央海技審査委員会及び地方海技審査委員会は、前項の事務のほか、陸上幕僚長の依頼に基づき、陸上自衛官の海技試験に関する事務を行う。
- 4 中央海技審査委員会及び地方海技審査委員会は、それぞれ委員長1人及び委員6人をもつて組織する。
- 5 中央海技審査委員会の委員長は、海上幕僚長とし、委員は、次の各号に掲げる者のうちから防衛大臣が任命する。
 - (1) 海上幕僚監部に所属する運航1級又は機関1級の資格を有する1等海佐以上の海上自衛官
 - (2) 船舶の運航又は機関の運転に関し学識経験のある者
- 6 地方海技審査委員会の委員長は、地方総監とし、委員は、次の各号に掲げる者のうちから防衛大臣が任命する。
 - (1) 当該地方隊に所属する運航1級又は機関1級の資格を有する3等海佐以上の海上自衛官
 - (2) 船舶の運航又は機関の運転に関し学識経験のある者
- 7 中央海技審査委員会及び地方海技審査委員会の委員を任命するに当たっては、前2項各号に該当する者をそれぞれ2人以上含むものとする。

(委任規定)

第10条 この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長等が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和60年2月1日から施行する。
- 2 海上自衛隊の使用する船舶の配員の基準に関する訓令（昭和29年海上自衛隊訓令第19号。次項において「旧訓令」という。）は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の際現に旧訓令の規定により船舶の運航又は機関の運転に従事する者としての資格を有する者は、施行日に、この訓令の相当規定に基づいて資格を付与された者とみなす。

附 則（平成13年3月22日庁訓第20号）
この訓令は、平成13年3月22日から施行する。

附 則（平成15年9月3日庁訓第62号）
この訓令は、平成15年9月3日から施行する。

附 則（平成17年7月1日庁訓第62号）（抄）
- 1 この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）
- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年3月28日省訓第20号）
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月14日省訓第60号）
- 1 この訓令は、平成29年11月30日から施行する。
- 2・3 （略）
- 4 この訓令の施行の際に現に第6条の規定による改正前の船舶の配員の基準に関する訓令第4条第2項又は第3項の規定によ

り操縦小型級の資格を有する者は、施行日に、第6条の規定による改正後の船舶の配員の基準に関する訓令第4条第2項又は第3項の規定により操縦小型1級の資格を付与されたものとみなす。この場合において、その付与されたものとみなされる操縦小型1級の資格の有効期間は、第6条の規定による改正前の船舶の配員の基準に関する訓令第4条第2項又は第3項の規定により操縦小型級の資格を付与された日から5年とする。

附 則（令和4年9月30日省訓第73号）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の船舶の配員の基準に関する訓令第7条第4項の規定により試験科目の免除を受ける者は、令和2年12月1日以降に受験した筆記試験の一部の試験科目について基準点に達した者とする。
- 3 改正後の船舶の配員の基準に関する訓令別表第7において、陸上自衛隊の一般幹部候補生課程を修了した陸上自衛官が、海上自衛隊の一般幹部候補生課程の課目のうち、船舶の運航及び機関の運転に必要な基礎的知識及び技能の修得に関するものを全て履修した場合には、当面の間、海上自衛隊の一般幹部候補生課程を修了した者と同じ期間の乗船経歴を有することをもって、同表の資格の欄に掲げる資格の海技試験を受けることができるものとする。

別表第1（第3条関係）

船 舶	資 格	職 務
水陸両用車	操縦水陸 両用車級	船舶の操縦
基準排水量33.3トン未満又は総トン数20トン未満の船舶であつて、沿海区域のうち次に掲げる区域のみを航行するもの（以下この表において「沿岸小型船舶」という。） 一 平水区域 二 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域	操縦小型2級	船舶の操縦
基準排水量33.3トン未満又は総トン数20トン未満の船舶（沿岸小型船舶を除く。）	操縦小型1級	船舶の操縦

基準排水量33.3トン以上100トン未満の船舶	運航4級 機関4級	船舶の運航 船舶の機関の運転
基準排水量100トン以上250トン未満の船舶	運航3級 運航4級 機関3級 機関4級	船舶の運航 同上 船舶の機関の運転 同上
基準排水量250トン以上1,000トン未満の船舶	運航2級 運航3級 機関2級 機関3級	船舶の運航 同上 船舶の機関の運転 同上
基準排水量1,000トン以上の船舶	運航1級 運航2級 運航3級 機関1級 機関2級 機関3級	船舶の運航 同上 同上 船舶の機関の運転 同上 同上

別表第2（第4条関係）

免 許	資 格
1級海技士（航海）又は2級海技士（航海）	運航1級
3級海技士（航海）	運航2級
4級海技士（航海）	運航3級
5級海技士（航海）	運航4級
1級海技士（機関）又は2級海技士（機関）	機関1級
3級海技士（機関）	機関2級
4級海技士（機関）	機関3級
5級海技士（機関）	機関4級
1級小型船舶操縦士	操縦小型1級
2級小型船舶操縦士	操縦小型2級

別表第3（第7条関係）

資 格	科 目
-----	-----

運 航 1 級	2 級海技士（航海）試験の学科試験科目
運 航 2 級	3 級海技士（航海）試験の学科試験科目
運 航 3 級	4 級海技士（航海）試験の学科試験科目
運 航 4 級	5 級海技士（航海）試験の学科試験科目
機 関 1 級	2 級海技士（機関）試験の学科試験科目
機 関 2 級	3 級海技士（機関）試験の学科試験科目
機 関 3 級	4 級海技士（機関）試験の学科試験科目
機 関 4 級	5 級海技士（機関）試験の学科試験科目

備考 この表において「学科試験科目」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）別表第8に規定する学科試験科目をいう。

別表第4（第7条関係）

検 査 項 目	合 格 基 準
視 力	視力（矯正視力を含む。）が両眼共に0.6以上であること。
弁色力 （機関1級から機関4級までの資格についての試験にあつては行わない。）	色盲又は強度の色弱でないこと。
聴 力	5メートル以上の距離で話声語を弁別できること。
眼疾患の有無	眼疾患があつても軽症で勤務に支障を来さないと認められること。
疾病の有無及び体格	疾病又は身体の故障があつても軽症で勤務に支障を来さないと認められること。

別表第5（第8条関係）

資 格	経 歴			
	船 舶	期 間	受有資格	階 級

運航 1 級	基準排水量 1,000 トン以上の船舶	1 年以上	運航 2 級	3 等陸尉以上又は 3 等海尉以上
運航 2 級	基準排水量 250 トン以上の船舶	3 年以上		3 等陸曹以上又は 3 等海曹以上
		2 年以上	運航 3 級	3 等陸尉以上又は 3 等海尉以上
		1 年以上	同上	1 等陸尉以上又は 1 等海尉以上
運航 3 級	基準排水量 100 トン以上の船舶	3 年以上		3 等陸曹以上又は 3 等海曹以上
		1 年以上	運航 4 級	3 等陸尉以上又は 3 等海尉以上
運航 4 級	基準排水量 20 トン以上の船舶	3 年以上		3 等陸曹以上又は 3 等海曹以上
機関 1 級	基準排水量 1,000 トン以上の船舶	1 年以上	機関 2 級	3 等陸尉以上又は 3 等海尉以上
機関 2 級	基準排水量 250 トン以上の船舶	3 年以上		3 等陸曹以上又は 3 等海曹以上
		2 年以上	機関 3 級	3 等陸尉以上又は 3 等海尉以上
		1 年以上	同上	1 等陸尉以上又は 1 等海尉以上
機関 3 級	基準排水量 100 トン以上の船舶	3 年以上		3 等陸曹以上又は 3 等海曹以上
		1 年以上	機関 4 級	3 等陸尉以上又は 3 等海尉以上
機関 4 級	基準排水量 20 トン以上の船舶	3 年以上		3 等陸曹以上又は 3 等海曹以上

備考 この表において「経歴」とは、当該資格を有する当該階級の陸上自衛官又は海上自衛官として当該期間、当該船舶の運航又は機関の運転に従事した乗船経歴をいう。

別表第 6 (第 8 条関係)

	経 歴
--	-----

資格	船 舶		
	船 舶	期 間	出 身 学 校
運航 2 級	基準排水量250トン以上の船舶	1 年 以上	海事関係の大学
		2 年 以上	海事関係の高等学校
運航 3 級	基準排水量100トン以上の船舶	2 年 以上	同上
運航 4 級	基準排水量20トン以上の船舶	1 年 6 月 以上	同上
機関 2 級	基準排水量250トン以上の船舶	1 年 以上	海事関係の大学
		2 年 以上	海事関係の高等学校
機関 3 級	基準排水量100トン以上の船舶	2 年 以上	同上
機関 4 級	基準排水量20トン以上の船舶	1 年 6 月 以上	同上

- 備考 1 この表において「海事関係の大学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学並びに防衛大学校、海上保安大学校及び水産大学校並びに独立行政法人水産大学校であつて船舶の運航又は機関の運転に関する学術を教授するものをいう。
- 2 この表において「海事関係の高等学校」とは、学校教育法第1条に規定する高等学校又はこれと同等以上と認められる諸学校であつて船舶の運航又は機関の運転に関する学術を教授するものをいう。
- 3 この表において「経歴」とは、当該出身学校を卒業後当該期間、当該船舶の運航又は機関の運転に従事した乗船経歴をいう。

別表第 7（第 8 条 関 係）

資格	経 歴		
	船 舶	期 間	課 程
運航 2 級	基準排水量250トン以上の船舶	6 月 以上	幹部中級航海課程、幹部中級船務課程及びこれらに準ずる課程
		1 年 6 月 以上	海上自衛隊の一般幹部候補生課程
		2 年 以上	海曹航海課程、海曹運用課程及びこれらに準ずる課程
運航 3 級	基準排水量100トン以上の船舶	2 年 以上	同上
運航 4 級	基準排水量20トン以上の船舶	1 年 6 月 以上	海士航海課程、海士運用課程及びこれらに準ずる課程

機関 2 級	基準排水量250トン以上の船舶	6 月 以上	幹部中級機関課程及びこれに準ずる課程
		1 年 6 月 以上	海上自衛隊の一般幹部候補生課程
		2 年 以上	海曹蒸気課程、海曹ディーゼル課程、海曹ガスタービン課程及びこれらに準ずる課程
機関 3 級	基準排水量100トン以上の船舶	2 年 以上	同上
機関 4 級	基準排水量20トン以上の船舶	1 年 6 月 以上	海士蒸気課程、海士ディーゼル課程、海士ガスタービン課程及びこれらに準ずる課程

備考 この表において「経歴」とは、当該課程修了後、当該期間、当該船舶の運航又は機関の運転に従事した乗船経歴をいう。

別表第 8 (第 8 条関係)

資 格	経 歴
運 航 1 級	2 級海技士 (航海) 試験を受けるに必要な乗船履歴
運 航 2 級	3 級海技士 (航海) 試験を受けるに必要な乗船履歴
運 航 3 級	4 級海技士 (航海) 試験を受けるに必要な乗船履歴
運 航 4 級	5 級海技士 (航海) 試験を受けるに必要な乗船履歴
機 関 1 級	2 級海技士 (機関) 試験を受けるに必要な乗船履歴
機 関 2 級	3 級海技士 (機関) 試験を受けるに必要な乗船履歴
機 関 3 級	4 級海技士 (機関) 試験を受けるに必要な乗船履歴
機 関 4 級	5 級海技士 (機関) 試験を受けるに必要な乗船履歴

備考 この表において「試験」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第21条に規定する試験をいう。